



IPF Japan 2020 Virtual 出展規約 (以下、本出展規約という)

1. 出展資格

IPF Japan 2020 Virtual (以下、本展示会という) には、本展示会の目的に合致する製品又はサービスを取り扱う法人等が出展できます。国際プラスチックフェア協議会 (以下、主催者という) の会員でなくても出展できます。ただし、会員に限り、ブースの出展料金が割引になります。

2. 出展申込

(1) 出展申込方法

IPF Japan 公式ウェブサイトに掲載のある「出展申込フォーム」に必要事項を入力の上、お申し込みください。本出展申込に基づく出展契約 (以下、本出展契約という) の成立時期は、主催者から出展申込受理の連絡をした時点とします。受理確認連絡日を本出展契約の締結日とし、出展者は出展料金の支払い義務を負うものとします。

(2) 出展申込期限

2020年9月25日 (金)

(3) 出展申込の拒否

出展内容が本展示会の趣旨にそぐわない場合は、申し込みをお断りする場合があります。

3. 開催期間

本展示会の会期は2020年11月18日 (水) 午前10時から同年11月20日 (金) 午後6時までとし、会期後から2021年5月21日 (金) 午後12時までを継続展示期間とします。(以下、会期と継続展示期間を合わせて開催期間という)

4. 出展料金

(1) 出展料金

本展示会の開催期間における1ブースあたりの出展料金は以下のとおりとします。※複数ブースの申込可

一般	¥310,000 (税別)
国際プラスチックフェア協議会会員	¥280,000 (税別)

(2) 出展料金に含まれるもの

ブース機能の利用	ブース管理用アカウント	1 ID
	チャット用アカウント	10 ID (会期の3日間のみ使用可)
	ロゴ・ポスター・バナー掲示	各1つ
	会社情報	テキスト 40,000 文字まで、画像 1つ (5Mb まで)
	製品・サービスの情報掲載	掲載数の上限はなし (ただし 1 資料あたり 5Mb まで) 外部リンクアドレスの掲載 (カタログ、動画) も無制限
	動画埋め込み	5 本まで
	資料ダウンロード	PDF/Word/JPG 形式の資料 (1 資料 5Mb まで) を登録可能、登録数の上限なし
	ウェブ商談・セミナー	リンク掲載の上限なし
	メール	入場者からメールを受け付け
出展者リスト掲載	IPF Japan 公式ウェブサイトに出展者の情報を開催期間の開始前から掲載 (見どころ、製品/サービス情報、ウェブセミナースケジュール等)	
入場者データ取得	自ブース来訪者の属性データ (会社名など) をダウンロードして取得可能	
案内リーフレット	主催者が製作する案内リーフレットを規定枚数無料提供	

その他、会場運営や宣伝・広告等の本展示会開催のためにかかる費用

(3) 出展料金に含まれないもの

- ① 自社のブースに掲載するコンテンツの作製、ウェブセミナーの運営、その他出展者の行為に属する費用
- ② IPF Japan 公式ウェブサイトへの広告掲載及びメールマガジン広告掲載等のオプション費用
- ③ その他ブース出展料金に含まれない費用

(4) 出展料金の支払い

- ① 本出展契約に基づき、主催者から請求書を送付します。以下の期限までに指定の銀行口座にお振込みください。
- ② 手形によるお支払いはお断りします。
- ③ 振込手数料は出展者にてご負担ください。
- ④ 出展料金支払い期限：2020年10月30日(金)

5. 出展申込後の解約

(1) ブースの解約

本出展契約締結後にブースの申し込みを解約（全部又は一部）する場合、解約料は以下のとおりです。出展者は直ちにこれを支払う義務があります。出展者が既に支払った金額が以下の相当金額を超えているときは超過分を返還します。

解約の通知を受理した日	解約料
出展申込期限（2020年9月25日（金））の翌日以降	申込出展料金の100%

(2) オプションの解約

本出展契約締結後にブースの申し込みを解約（全部又は一部）する場合、解約料は以下のとおりです。出展者は直ちにこれを支払う義務があります。出展者が既に支払った金額が以下の相当金額を超えているときは超過分を返還します。

解約の通知を受理した日	解約料
出展申込期限（2020年9月25日（金））の翌日以降	申込掲載料金の100%

6. 出展コンテンツ

本展示会において出展者が掲載するコンテンツは、本展示会の目的に合致するものに限り、主催者は、出展コンテンツが本出展規約に違反することが明らかになった場合、該当するコンテンツの違反部分の変更、差し替え、削除等の措置を講じるよう求めます。この要請により生じた出展者の損害等に関して、主催者はその損害等を賠償する責任を負いません。なお、改善要求に対し、十分な措置が講じられていないと主催者が判断した場合、次回以降の出展をお断りすることがあります。

7. 出展者の責任

(1) 規約の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規約を本出展契約の一部とし、これを遵守する義務があります。出展者は、主催者の定める全ての規約を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力する義務があります。

(2) 支払いの責務

出展者は主催者が請求する出展料金及び諸経費の支払いについて、その支払いが完了するまでその責を負うものとします。

(3) 法令の遵守

出展者は、日本国の法令を遵守するものとします。

8. 著作権及び肖像権

各出展者ブースに出展者が掲載したコンテンツの著作権及び肖像権は、当該出展者に帰属します。動画等を掲載する場合には、著作権及び肖像権に対する適切な処理を行ってください。本展示会で主催者が提供するコンテンツに対する著作権は、主催者又は正当な権利を有する権利者に帰属します。

9. 禁止事項

次のいずれかに該当する行為又は主催者が該当すると判断する行為を禁止します。

- (1) 主催者の承諾なしにブース及びオプションを売買、転貸、交換、譲渡する行為。
- (2) 自社が取り扱う製品及びサービスの展示や PR をすることなく、入場者の個人情報収集を主目的としての出展。
- (3) チャット機能を使って他人を誹謗中傷したり、執拗にメッセージを流し会話を妨害したりするなど、入場者及び他の出展者に迷惑となる行為。
- (4) 本展示会における金銭の授受を伴う製品・サービスの提供及びこれを目的とした出展（ただし、主催者が予め認めたものは除く）。
- (5) 第三者になりすましたり、第三者との関係を偽ったりする行為。
- (6) 本展示会のネットワークやシステム等に不正なアクセスをする、又は試みる行為。
- (7) 本展示会の提供するソフトウェアのコピー、リバースエンジニアリング、変更又はそれに準ずる行為。
- (8) ウィルスやその他の有害な内容を含むメッセージやウェブサイトへのリンクを投稿若しくは掲載又はその他の方法で公開する行為。
- (9) メッセージの出所を偽る行為。
- (10) 商標権者の許可なく、商標（EASY Virtual Fair のロゴ、他出展者のロゴ等）を使用したり複製したりする行為。
- (11) その他、主催者が不適切と判断する行為。

10. 本展示会の中止と開催期間の変更

(1) 展示会の中止と変更

主催者は、不可抗力に起因する理由により本展示会の開催が著しく困難となった場合、開催期間前又は開催期間中であっても、主催者の判断によって開催期間を変更又は開催を中止することがあります。主催者は、これによって生じる損害、費用の増加、その他の不利な事態について、その責任を負いません。

(2) 通知

開催期間を変更又は開催を中止した場合、速やかに出展者に通知し、合わせて IPF Japan 公式ウェブサイト等を通じ公表することとします。

(3) 出展料金の返却と補償

開催期間以前に、不可抗力に起因する理由により開催中止となった場合、主催者は出展料金を出展者に返却します。開催期間中に発生した不可抗力に起因する理由により、開催期間を短縮した場合については、主催者は必要経費を差し引いた出展料金の残額を出展者に返却します。不可抗力に起因する理由による開催中止又は開催期間短縮のため、出展者が要した費用等については補償しません。

1 1. 継続展示期間終了後の処理

主催者は、本展示会の開催期間終了後、本展示会プラットフォーム上に掲載されている展示コンテンツを削除します。ただし、主催者は、第三者に対して本展示会の開催告知、開催実績及び取引実績等を提示するため、出展に関わる出展者の社名・商標・出展コンテンツ・本展示会のキャプチャ等を利用できるものとします。

1 2. その他

(1) 出展規約の変更

本出展規約は、主催者が必要と認めた場合、その一部を変更することがあります。その場合、変更された規約内容は、IPF Japan 公式ウェブサイト上又はその他の方法で出展者に告知します。

(2) 準拠法

本出展契約の効力、解釈及び履行は日本法に準拠して行われるものとします。

1 3. 本出展規約に定めのない事項

本出展規約に定めのない事項は、主催者と出展者の協議のもと確認するものとします。